

定教第6号議案

神奈川県立の図書館の利用等に関する規則の一部を改正する規則

別紙（案）のとおり

令和8年4月14日提出

神奈川県教育委員会
教育長 花田 忠雄

（提案理由）

県立の図書館の利用者の利便性向上を図るため、現行の図書館カードに加えて、ホームページからの手続のみで来館せずに発行でき、スマートフォン等のモバイル端末で図書館が利用可能となる、利用者番号を導入するための所要の改正をいたしたく提案するものです。

(案)

神奈川県立の図書館の利用等に関する規則の一部を改正する規則

神奈川県立の図書館の利用等に関する規則（昭和45年神奈川県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、図書館情報ネットワーク・システムに必要な事項を入力することにより、図書館カードに代えて、館外貸出しのための利用者番号（以下「利用者番号」という。）の交付を受けることができる。

第6条第2項中「図書館カード」を「図書館カード及び利用者番号（以下「図書館カード等」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、利用者番号の交付にあつては、第1号及び第2号に掲げるものに限る。

第8条の見出し、同条第2項各号列記以外の部分並びに同項第1号及び第3号中「図書館カード」を「図書館カード等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照表

神奈川県立の図書館の利用等に関する規則

新	旧
<p>第1条～第5条 (略) (図書館資料の館外貸出し)</p> <p>第6条 図書館資料の館外貸出しを受けようとするものは、図書館カード交付申込書を教育長に提出して図書館カードの交付を受け、館外貸出しを受ける際にこれを提示するものとする。<u>ただし、図書館情報ネットワーク・システムに必要な事項を入力することにより、図書館カードに代えて、館外貸出しのための利用者番号(以下「利用者番号」という。)の交付を受けることができる。</u></p> <p>2 <u>図書館カード及び利用者番号(以下「図書館カード等」という。)の交付を受けることができるものは、次に掲げるもの(そのものが前条各号のいずれかに該当する場合を除く。)とする。ただし、利用者番号の交付にあつては、第1号及び第2号に掲げるものに限る。</u></p> <p>(1) 県内に居所又は住所を有する者 (2) 県内に事務所を有する官公署、会社等に勤務する者及び県内にある学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校に勤務し、又は通学する者 (3) 前号に規定する官公署、会社等及び学校 (4) その他教育長が適当と認めるもの</p> <p>3 (略)</p> <p>第7条 (略) (<u>図書館カード等の失効</u>)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>図書館カード等</u>を失効させることができる。</p> <p>(1) <u>図書館カード等</u>の交付を受けたものが、第6条第2項各号のいずれにも該当しなくなつたとき。 (2) (略) (3) <u>図書館カード等</u>の交付を受けた個人が、継続して3年間館外貸出しを受けなかつたとき。</p> <p>第9条～第15条 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略) (図書館資料の館外貸出し)</p> <p>第6条 図書館資料の館外貸出しを受けようとするものは、図書館カード交付申込書を教育長に提出して図書館カードの交付を受け、館外貸出しを受ける際にこれを提示するものとする。</p> <p>2 <u>図書館カード</u>の交付を受けることができるものは、次に掲げるもの(そのものが前条各号のいずれかに該当する場合を除く。)とする。</p> <p>(1) 県内に居所又は住所を有する者 (2) 県内に事務所を有する官公署、会社等に勤務する者及び県内にある学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校に勤務し、又は通学する者 (3) 前号に規定する官公署、会社等及び学校 (4) その他教育長が適当と認めるもの</p> <p>3 (略)</p> <p>第7条 (略) (<u>図書館カード</u>の失効)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、<u>図書館カード</u>を失効させることができる。</p> <p>(1) <u>図書館カード</u>の交付を受けたものが、第6条第2項各号のいずれにも該当しなくなつたとき。 (2) (略) (3) <u>図書館カード</u>の交付を受けた個人が、継続して3年間館外貸出しを受けなかつたとき。</p> <p>第9条～第15条 (略)</p>

神奈川県立の図書館の利用等に関する規則の一部を改正する規則 の概要

1 改正の趣旨

県立の図書館の利用者の利便性向上を図るため、現行の図書館カードに加えて、ホームページからの手続のみで来館せずに発行でき、スマートフォン等のモバイル端末で図書館が利用可能となる、利用者番号を導入するための所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 図書館情報ネットワーク・システムに必要な事項を入力することにより、現行の図書館カードに代えて館外貸出しのための利用者番号の登録ができることを規定する。(第6条関係)

- (2) 図書館カードの失効に利用者番号が失効する場合を加える。(第8条関係)

3 施行期日

公布の日から施行する。